

経済常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 98 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目25節貿易振興基金積立金、森林環境整備基金積立金
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	3 目13節ため池浸水想定区域図作成委託料を除く
	2 項 林業費	
	3 項 水産業費	
7 款 商工費	1 項 商工費	9 目、10目を除く

議案第 100 号 令和元年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第 113 号 八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 114 号 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ その他

- ・ 議会報告会への出席委員について

[経済協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸北インター工業用地の分譲について

八戸市種差海岸休憩施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の理由

蕪島物産販売施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

2 改正の内容

(1) 新たな施設

名称	位置
八戸市蕪島物産販売施設	八戸市大字鮫町字鮫86番地1

(2) 条例の題名

改正後	改正前
八戸市種差海岸 <u>観光施設</u> 条例	八戸市種差海岸 <u>休憩施設</u> 条例

(3) 内容

改正後	改正前														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三陸復興国立公園種差海岸の来訪者に憩いの場及び観光情報を提供するとともに、<u>地域の特産品等を販売することにより、利便の向上を図り、もって当市の観光に資するため、観光施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、三陸復興国立公園種差海岸の来訪者に憩いの場及び観光情報を提供することにより、利便の向上を図り、もって当市の観光の振興に資するため、<u>休憩施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p>														
<p>(<u>観光施設の名称及び位置</u>)</p> <p>第2条 <u>観光施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市種差海岸休憩所</td> <td>八戸市大字鮫町字棚久保14番地167</td> </tr> <tr> <td>八戸市蕪島休憩所</td> <td>八戸市大字鮫町字鮫93番地先</td> </tr> <tr> <td>八戸市蕪島物産販売施設</td> <td>八戸市大字鮫町字鮫86番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八戸市種差海岸休憩所	八戸市大字鮫町字棚久保14番地167	八戸市蕪島休憩所	八戸市大字鮫町字鮫93番地先	八戸市蕪島物産販売施設	八戸市大字鮫町字鮫86番地1	<p>(<u>休憩施設の名称及び位置</u>)</p> <p>第2条 <u>休憩施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市種差海岸休憩所</td> <td>八戸市大字鮫町字棚久保14番地167</td> </tr> <tr> <td>八戸市蕪島休憩所</td> <td>八戸市大字鮫町字鮫93番地先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八戸市種差海岸休憩所	八戸市大字鮫町字棚久保14番地167	八戸市蕪島休憩所	八戸市大字鮫町字鮫93番地先
名称	位置														
八戸市種差海岸休憩所	八戸市大字鮫町字棚久保14番地167														
八戸市蕪島休憩所	八戸市大字鮫町字鮫93番地先														
八戸市蕪島物産販売施設	八戸市大字鮫町字鮫86番地1														
名称	位置														
八戸市種差海岸休憩所	八戸市大字鮫町字棚久保14番地167														
八戸市蕪島休憩所	八戸市大字鮫町字鮫93番地先														
<p>(使用の許可及び条件)</p> <p>第3条 <u>観光施設のうち八戸市種差海岸休憩所(以下「種差海岸休憩所」という。)</u> <u>又は八戸市蕪島物産販売施設(以下「蕪島物産販売施設」という。)</u> のショップを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用の許可及び条件)</p> <p>第3条 <u>休憩施設のうち八戸市種差海岸休憩所(以下「種差海岸休憩所」という。)</u> のショップを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>														

改正後	改正前										
2 市長は、種差海岸休憩所又は蕪島物産販売施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。	2 市長は、種差海岸休憩所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。										
(使用制限) 第5条 (3) 種差海岸休憩所又は蕪島物産販売施設の管理に支障があると認めるとき。	(使用制限) 第5条 (3) 種差海岸休憩所の管理に支障があると認めるとき。										
(使用料) 第7条 観光施設	(使用料) 第7条 休憩施設										
(秩序保持) 第12条 観光施設 2 観光施設	(秩序保持) 第12条 休憩施設 2 休憩施設										
(入場の拒否等) 第13条 (2) 観光施設	(入場の拒否等) 第13条 (2) 休憩施設										
(損害賠償) 第14条 観光施設	(損害賠償) 第14条 休憩施設										
別表 (第7条関係)	別表 (第7条関係)										
使用料	使用料										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種差海岸休憩所</td> <td>51,000 円</td> </tr> <tr> <td>蕪島物産販売施設</td> <td>88,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (月額)	種差海岸休憩所	51,000 円	蕪島物産販売施設	88,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショップ</td> <td>51,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (月額)	ショップ	51,000 円
区分	金額 (月額)										
種差海岸休憩所	51,000 円										
蕪島物産販売施設	88,000 円										
区分	金額 (月額)										
ショップ	51,000 円										

### 3 施行期日

- ・令和元年10月1日以後において、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- ・この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 八戸北インター工業用地の分譲について

### 1 分譲先

- (1) 会社名 旭光通信システム株式会社
- (2) 本社所在地 神奈川県川崎市高津区久本三丁目2番3号4F
- (3) 代表者 代表取締役 酒井 元晴
- (4) 設立年月日 昭和21年6月1日
- (5) 従業員数 84名
- (6) 事業内容 通信機器・システムの開発・製造・販売及び付帯サービス

### 2 分譲地及び面積

八戸北インター工業用地6-②号区画

地番 八戸市北インター工業団地二丁目100番6

面積 7,882.02㎡

### 3 土地売買契約締結日

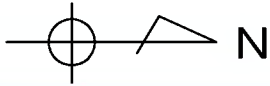
令和元年8月23日

### 4 分譲率

88.8% (前回までの分譲率：88.0%)

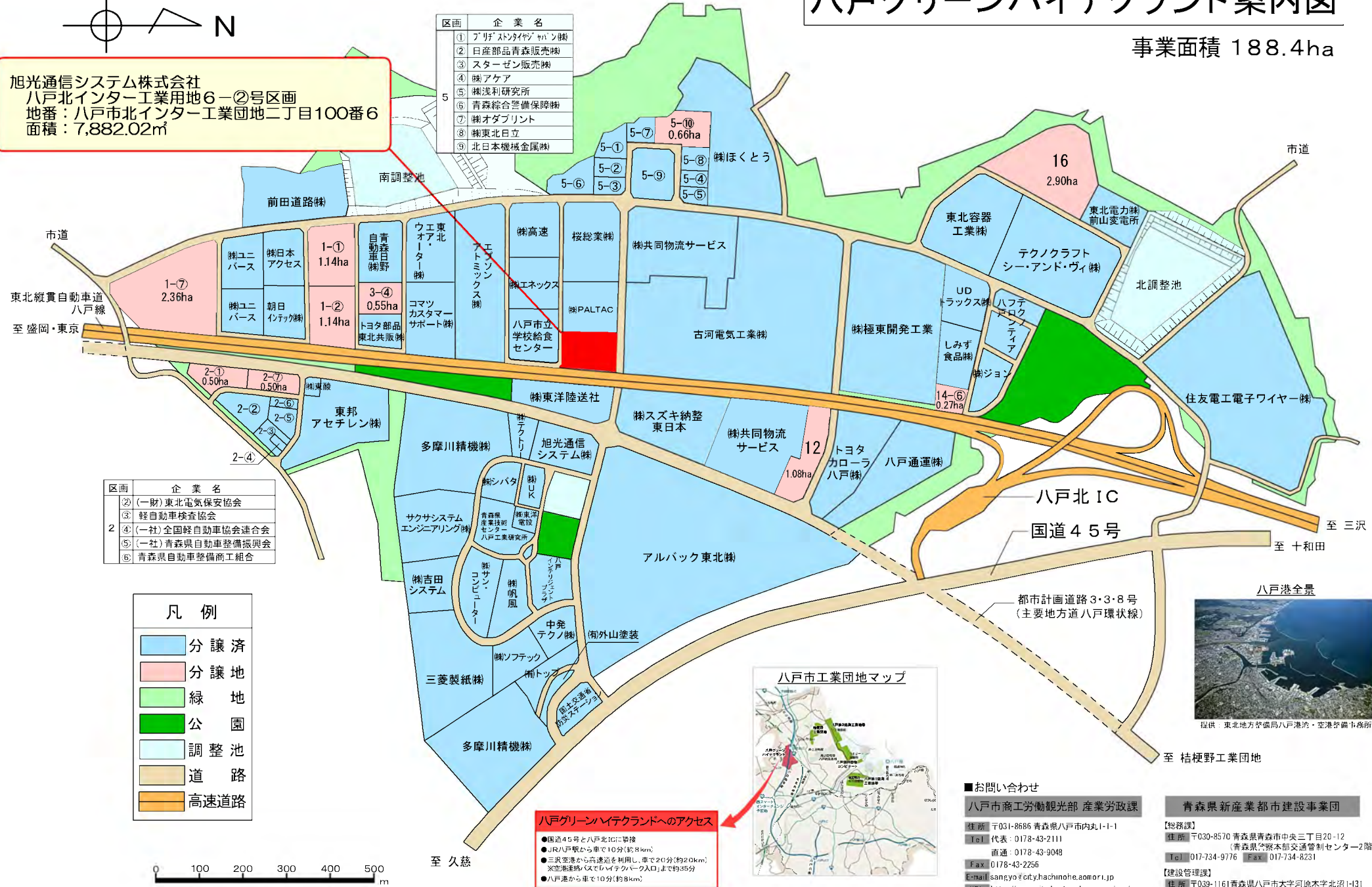
# 八戸グリーンハイテクランド案内図

事業面積 188.4ha



区画	企業名
①	アリア・ストライプ・パル(株)
②	日産部品青森販売(株)
③	スターゼン販売(株)
④	株アケア
⑤	株浅利研究所
⑥	青森綜合整備保障(株)
⑦	株オダプリント
⑧	株東北日立
⑨	北日本機械金属(株)

旭光通信システム株式会社  
八戸北インター工業用地6-②号区画  
地番：八戸市北インター工業団地二丁目100番6  
面積：7,882.02㎡



区画	企業名
②	(一財)東北電気保安協会
③	軽自動車検査協会
④	(一社)全国軽自動車協会連合会
⑤	(一社)青森県自動車整備振興会
⑥	青森県自動車整備商工組合

**凡例**

- 分譲済
- 分譲地
- 緑地
- 公園
- 調整池
- 道路
- 高速道路

**八戸グリーンハイテクランドへのアクセス**

- 国道45号と八戸北ICに接続
- JR八戸駅から車で10分(約8km)
- 三沢空港から高速道を利用し、車で20分(約20km)  
※空港連絡バスでレイクパーク入口まで約35分
- 八戸港から車で10分(約8km)



■お問い合わせ  
八戸市商工労働観光部 産業労政課

住所 〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1  
Tel 代表：0178-43-2111  
直通：0178-43-9048  
Fax 0178-43-2256  
E-mail sangyo@city.hachinohe.aomori.jp  
URL http://www.city.hachinohe.aomori.jp/

青森県新産業都市建設事業団

【総務課】  
住所 〒030-8570 青森県青森市中央三丁目20-12  
(青森県警察本部交通管理センター2階)  
Tel 017-734-9776 Fax 017-734-8231

【建設管理課】  
住所 〒039-1161 青森県八戸市大字河地木字北沼1-131  
Tel 0178-21-2820 Fax 0178-20-1260